

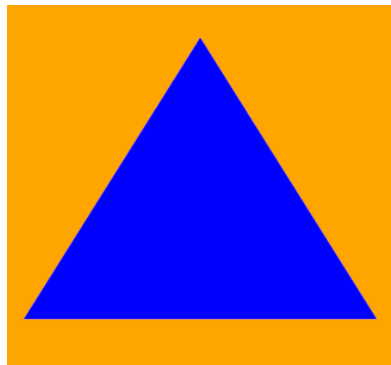
国立市国民保護計画概要版

国民保護とは？

～国立市国民保護計画のご紹介～

国立市では、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、的確かつ迅速に住民のみなさんの生命、身体、財産を守ることができるよう、「国民保護法」（平成16年9月施行）に基づいて、国立市国民保護計画を作成いたしました。

この概要版は、住民の皆様が国民保護について理解をしていただけるように、市国民保護計画の概要をご紹介します。



特殊標章

このマークは、国民の保護のための措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用する国際的な標章（特殊標章）です。デザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっており、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書で定められています。

国立市

国民保護法とは？

国民保護法は、平成16年9月に施行された法律で、正しくは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。この法律は、我が国に対して外部からの武力攻撃を受けたり大規模テロなどが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃等災害への対処に関する措置などを定めたものです。

国民保護の仕組み

市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態・・・都国民保護計画で想定する4類型を想定

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（下記①から④に示す4類型の事態）



①着上陸侵攻

多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して我が国の国土を占領する攻撃



②ゲリラ・特殊部隊による攻撃

比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃



③弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃



④航空攻撃

爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃

緊急処理事態（大規模テロ等）・・・都国民保護計画で想定する4類型を想定

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態（下記①から④に示す4類型の事態）



①危険物質を有する施設への攻撃

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破、危険物施設等への攻撃がされた場合



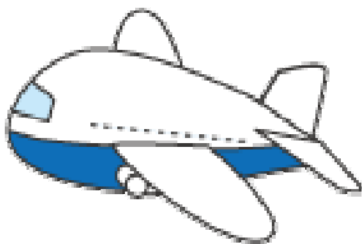
②大規模集客施設等への攻撃

イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆発が行われた場合



③大量殺傷物質による攻撃

炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入の場合



④交通機関を破壊手段としたテロ

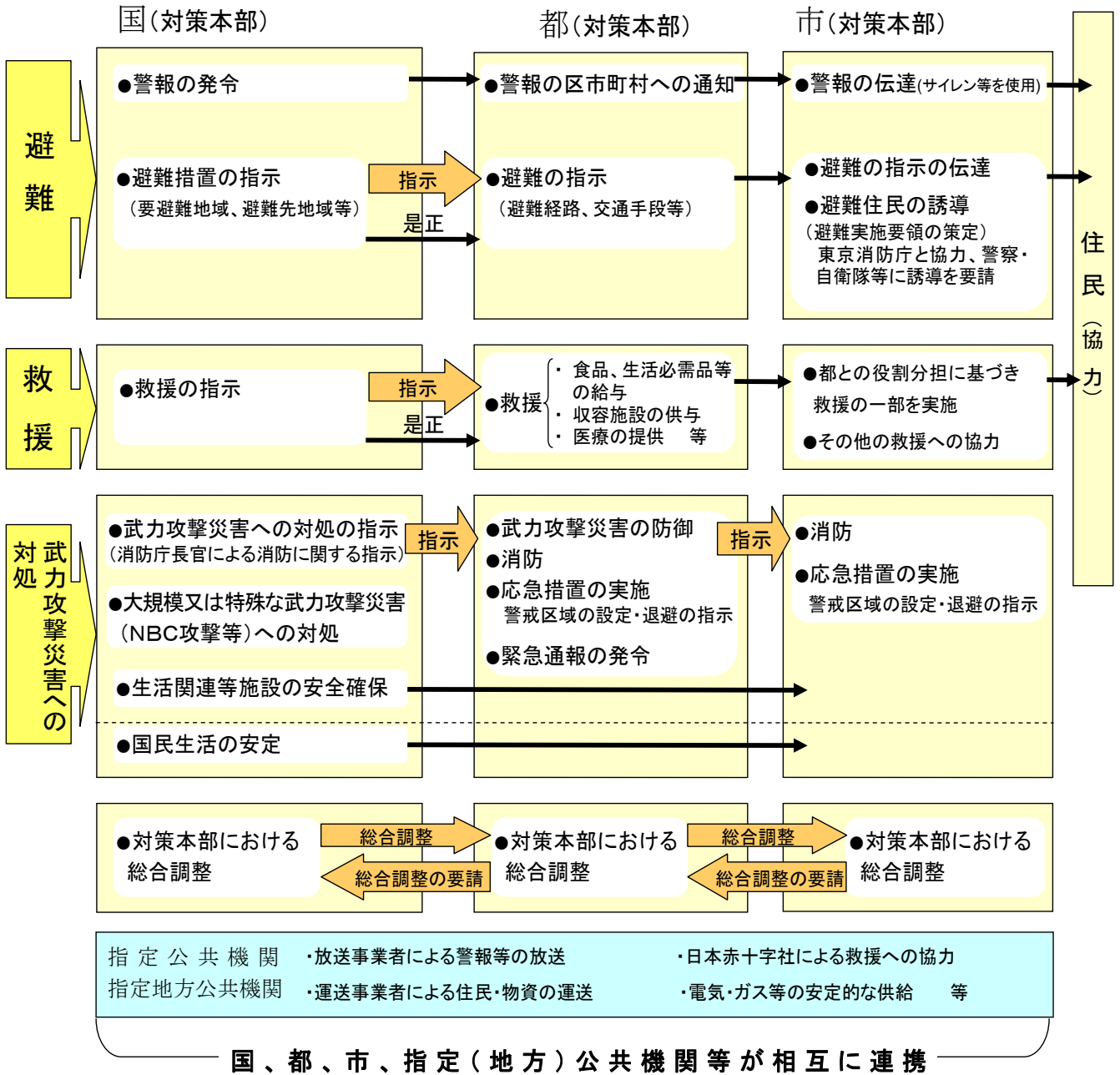
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロが行われた場合

※NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核兵器等又は生物兵器等若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われ場合も考慮する。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



国立市国民保護計画とは？

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は国民保護計画を作成することが義務づけられました。この計画は、武力攻撃を受けたり大規模テロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・東京都・市町村・関係機関などと連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるようあらかじめ定めておくものです。

市では、国民保護法に基づき「国立市国民保護協議会」^(*)を設置し、この協議会や市民の皆様のご意見を踏まえ、平成25年5月にこの計画を作成いたしました。

なお、計画を作成するにあたり次の5点を市の基本的考え方としました。

- ①国の基本指針及び東京都国民保護計画との整合性の確保
- ②市の地域特性に配慮した機動的な計画
- ③市総合防災計画で培われた実績に基づく仕組みを最大限に活用した実効的な計画
- ④市の基本姿勢である市平和都市宣言等の発信を十分尊重した計画
- ⑤国民保護措置に伴う国民の権利利益の救済に関する事項を特に留意した計画

保護される対象者は？

この計画では、市域内に居住している住民はもちろんのこと、それ以外に武力攻撃事態が発生した際に、通勤や通学、旅行などで市域内に滞在する人や、他の市町村から市域に避難してきた人も保護の対象となっています。これらの人については、国籍を問いません。

市国民保護計画の主な内容

・巻頭メッセージ 《はじめに》

2000年6月に掲げた平和都市宣言を発信している本市の基本姿勢を明確にし、平和への願いと本計画の重要性を掲げています。

・第1編 総論

市の責務や計画の目的、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたって、特に留意すべき事項について基本方針として10項目を掲げています。また計画が対象とする武力攻撃事態や緊急対処事態などについて記載しています。

^(*) 市が定めるべき「国民保護計画」の作成・修正や国民保護措置の重要事項について審議する市の附属機関をいう。

・第2編 平素からの備え

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素からの備えとして、市の組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保や情報収集・提供等の体制整備や研修及び訓練について記載しています。

・第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の確立、市対策本部の設置や関係機関相互の連携を始め、武力攻撃事態等が発生した際の警報の伝達、避難指示の伝達、避難住民の誘導及び避難施設での救援などの措置について記載しています。

・第4編 復旧等

武力攻撃災害が発生した際に実施する応急復旧について定めるとともに市が国民保護措置に要した費用の支弁等、損失補償及び損害補償について記載しています。

・第5編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処

初動対応力の強化や平時における警戒、発生時における対処や大規模テロ等の類型に応じた対処について記載しています。

・資料編

市国民保護計画作成に伴う関係資料について掲載しています。

国民保護に関する基本方針

市は、国民保護に関する基本指針を以下のとおりとし、特にこれらの事項に留意して国民保護措置を実施します。

1 基本的人権の尊重	2 国民の権利利益の 迅速な救済	3 国民に対する情報提供
4 関係機関相互の連携 協力の確保	5 国民の協力	6 高齢者、障害者等への配慮及 び国際人道法の的確な実施
7 指定公共機関及び指定地方 公共機関の自主性の尊重	8 国民保護措置に従事する 者等の安全の確保	9 外国人への国民保護 措置の適用
10 地域特性		

市国民保護措置の内容（避難等・救援・被害の最小化）

1 避難及び情報伝達

・国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令や避難措置の指示を行います。

・警報の内容は、テレビ、ラジオで放送されますが、市では、国から都知事を経由して受けた警報の内容を、防災行政無線や広報車、くにたちメール配信などを活用し、住民に伝達します。

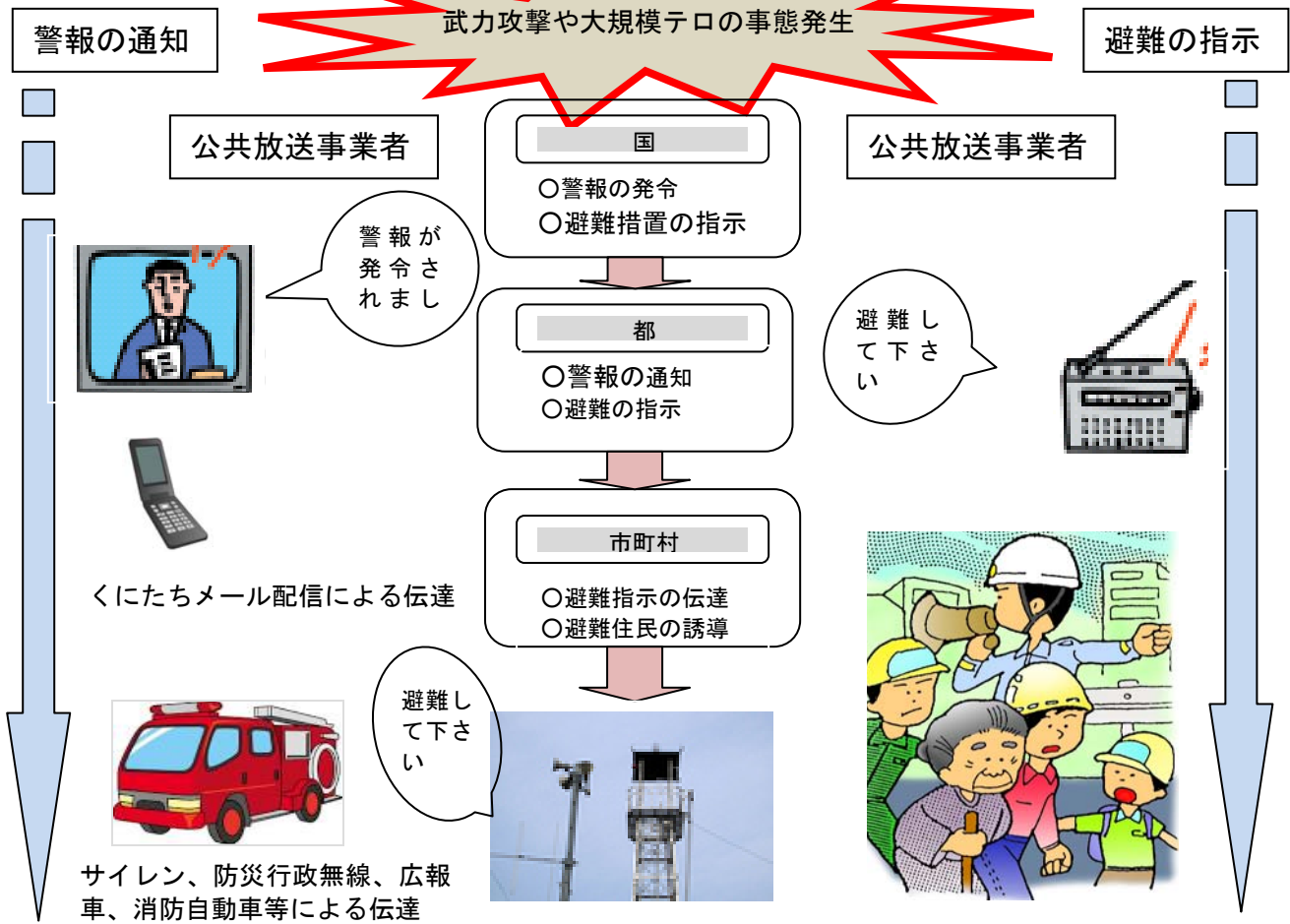
・武力攻撃事態や緊急対処事態など一刻を争う事態において、情報は命綱となるものです。市は、迅速・正確に住民の皆さんに情報を伝えるよう最大限の努力をします。また、大規模集客施設等での流言やパニックを防止するため、施設管理者等と連携し、情報を提供します。

・ひとり暮らし高齢者やしょうがい者など特に配慮が必要な方々へは、地域住民の協力等により情報を伝えますがテレビ・ラジオや防災行政無線に耳を傾け、とにかく落ち着いて指示に従い行動してください。また、近所や近くの住民の方々に声を掛け合ってください。

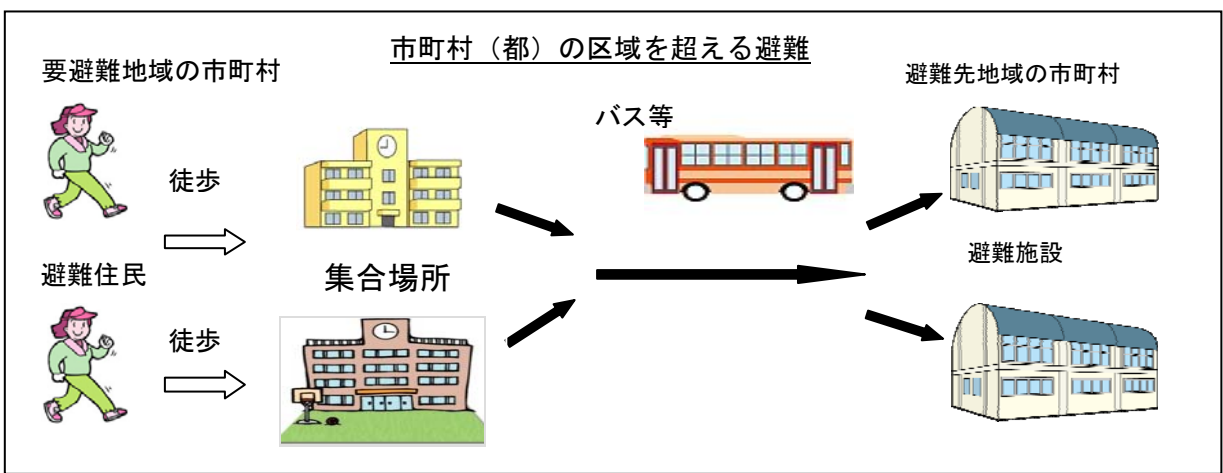
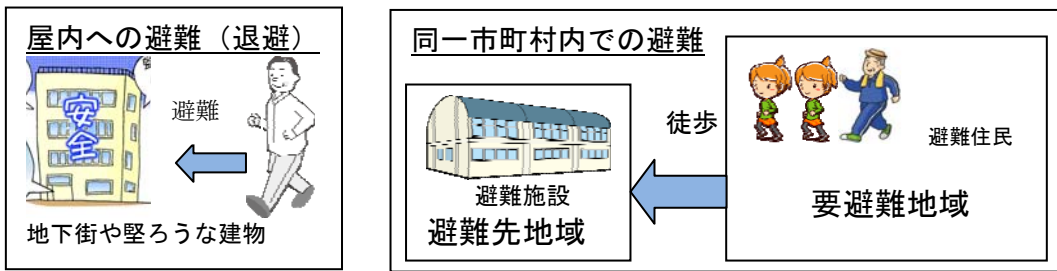
・市では、避難の指示を受けた時は、避難実施要領を定め住民の避難誘導を行います。

この避難実施要領は、住民が避難をするにあたって避難活動にあたる様々な関係機関が同じ考えに立ち、避難誘導がすみやかに行えるようにするために作成するものであり、市が想定する武力攻撃事態等のさまざまな類型をパターン化し機動的に運用ができるようにします。この避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うにあたって必要となる内容を住民に伝達します。

警報の通知、避難指示の流れ



安全な場所への避難



2 救 援

・市は、都や日本赤十字社等の関係機関などと協力して、避難所の開設、運営、医療の提供、食品・飲料水などの生活必需品の供給、医療の提供などの救援活動を行います。

また、市は行方不明になったり、家族と離ればなれになった人たちのために安否情報を収集し、避難所などに窓口を設置し住民からの照会に応じます。

- 避難所の開設、運営（救援センターの設置）
 - ・ 避難住民に対する食糧等の配布
 - ・ 医療衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
 - ・ 避難住民の生活状況の把握
 - ・ 市長に対する物資・資材等の要請
- 食品・飲料水の提供
- 生活必需品の提供
- 学用品の供給

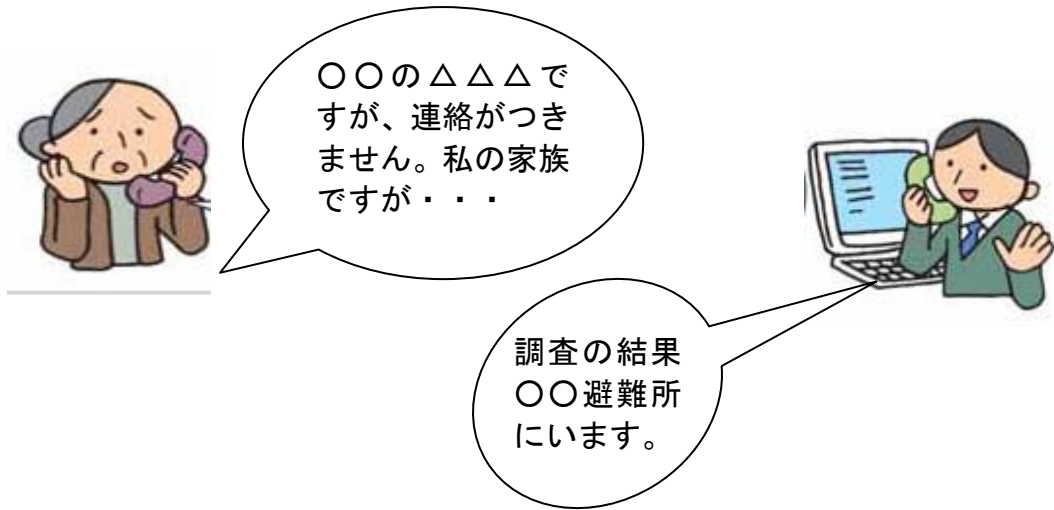


- 応急医療の提供及び助産

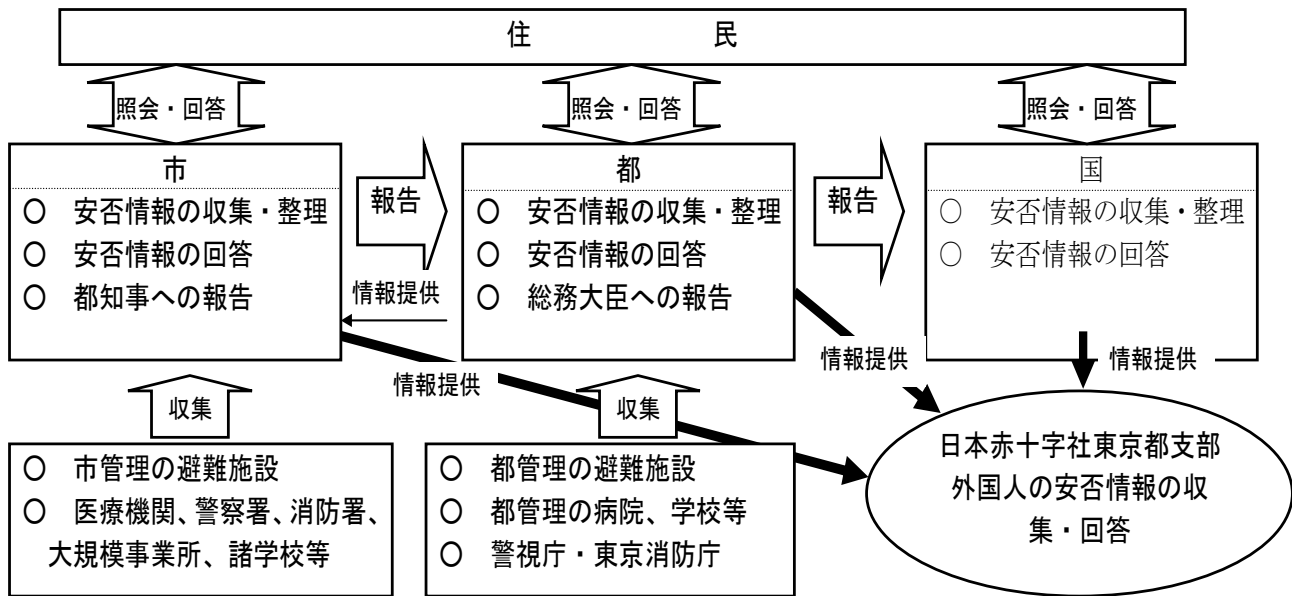


○ 安否情報の収集・回答

市は、個人情報保護に配慮し、国、都、市町村が連携しながら、行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために対応窓口を設置し、安否情報の収集や整理、回答を行うことにしています。



安否情報の収集、整理及び提供の流れの図示



3 被害の最小化

・市は、被害を最小化するため、都、消防、警察等関係機関と協力して、生活関連施設の警備強化、退避の指示や警戒区域の設定、消火、救急及び救助などの措置を行います。

○生活関連施設の安全の確保



○危険物、高圧ガス等の取扱所での製造等の禁止・制限



○警戒区域の設定



○消火、救急及び救助活動



地域住民の協力について

武力攻撃事態等においては、国、都、市町村などの関係機関が国民保護措置を行います
が、被害を最小にするため、地域住民の協力が欠かせません。

市国民保護計画では、以下の項目について強制ではなく住民の自発的な意思による協力を
定めています。また、協力を要請する場合は安全の確保に十分配慮しますが、要請に基
づく協力により住民が被害を受けた場合は、その損害を補償します。

○ 住民の避難や被災者の救援の救助



○ 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助の援助



- 保健衛生の確保に関する措置の援助
- 防疫活動への協力
- 衛生の広報への協力



○ 避難に関する訓練への参加



国民保護の質問と回答

質問、 警報の音は、どのようなものですか？また、いつ鳴るのですか？

回答、みなさんの安全を守るため国立市の防災行政無線等を通じて、警報のサイレンを鳴らし、事態が迫っている（発生した）ことをお伝えします。サイレン音は、次の国民保護ポータルサイト聴くことができます。

◆国民保護ポータルサイト（内閣官房）<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

質問、 家庭で備えるべきものは何ですか？

回答、地震などの災害に対する備えと基本的には同じです。携帯ラジオや数日分の飲食料、安否確認のための身分証（運転免許証や健康保険証等）など、各家庭の備えをもう一度ご確認ください。

質問、 私たちの自由や権利は保障されるのですか？

回答、国民保護措置の実施にあたっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、制限を加える場合でも必要最小限の範囲で、公正かつ適正な手続きのもとに行います。また、土地等の使用に係る損失補償や不服申し立てなど権利・利益の救済も行います。

質問、 国民保護のしくみをもっと調べたい場合、どうすれば良いですか？

回答、次のホームページで詳細な情報をご覧ください。

◆国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

◆総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

◆東京都総合防災部ホームページ <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

質問、 国立市国民保護計画を閲覧できる場所はどこですか？

回答、国立市国民保護計画の閲覧場所は次のとおりです。

◆国立市ホームページ <http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

◆国立市役所 1階情報公開コーナー

◆くにたち中央図書館 ◆国立市公民館 ◆くにたち市民プラザ

平成25年7月発行

国立市役所 行政管理部 防災安全課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2丁目47番1号

電話代表 042-576-2111 FAX042-576-0264